

国立大学法人滋賀医科大学非常勤職員（医員）就業規則

平成18年4月1日制 定

令和5年4月1日最終改正

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「大学」という。）教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、医員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則で医員とは、病院において診療、診療を通じての臨床教育の補助及び診療に関する研究に従事する医師及び歯科医師をいう。

（勤務形態）

第2条の2 医員の勤務形態は、職業生活と家庭生活（育児・介護等）の両立又は地域医療の貢献を可能とするため、1週間の労働時間又は労働日数を、次に掲げる各号から選択できるものとする。

- (1) 38時間45分 又は 5日
- (2) 31時間00分 又は 4日
- (3) 23時間15分 又は 3日

2 前項の規定にかかわらず、医員の労働時間は1週間につき30時間を超えない範囲とすることができる。

3 前項の勤務形態の医員については、この規則第16条、第18条、第24条から第40条まで及び第62条の規定にかかわらず、大学非常勤職員（時間給雇用職員）就業規則（以下「時間給規則」という。）第16条から第29条に準ずる。

（資格）

第2条の3 医員として採用することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 医師免許又は歯科医師免許（以下「免許」という。）取得後2年以上経過し、かつ

必修化前の卒後臨床研修を原則として2年間経た者

- (2) 免許取得後、必修化後の卒後臨床研修を修了した者
- (3) 原則として、3か月以上継続して勤務できる者
- (4) 前条第1項第4号に該当する医員については、学長が特に必要と認める者

(職名)

第2条の4 医員の職名は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医員（病院助教）

専門医制度新整備指針（新整備指針）又は専門医制度整備指針（旧整備指針）に基づく専門医を取得済みの医員

- (2) 医員（専攻医）

専門医制度新整備指針（新整備指針）に基づく専門研修プログラムで研修する医員

- (3) 医員

前2号以外の医員

(規則の遵守)

第3条 大学及び医員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人 事

第1節 採 用

(採用)

第4条 医員の採用は、試験又は選考による。

- 2 当該年度の4月1日現在において、原則として満65歳を超える者については、医員として採用することはできない。

(雇用期間)

第5条 医員の雇用予定期間は、文書により明示する。

- 2 継続して雇用する医員については、雇用予定期間は必ず発令の日の属する事業年度の範囲内で定めなければならない。

(雇用の更新)

第6条 雇用の更新については、大学の予算状況、業務の必要性、当該医員の能力、勤務態度、健康状況、給与等を勘案した上で決定する。

(労働条件の明示)

第7条 医員として採用しようとする者には、その採用に際して、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 勤務曜日、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項

(提出書類)

第8条 医員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 資格に関する証明書
- (4) その他大学が必要と認める書類

2 前項第2号から第4号までに掲げる提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかに届け出なければならない。

第2節 退職

(退職)

第9条 医員は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職とし、医員としての身分を失う。

- (1) 雇用期間が満了したとき 満了日
- (2) 第10条の規定により退職の承認を得た場合 大学が退職日と認めた日
- (3) 第11条の規定により解雇された場合 大学が解雇した日
- (4) 第48条第5号の規定により懲戒解雇された場合 大学が懲戒解雇した日
- (5) 死亡したとき 死亡日

(自己都合退職)

第10条 医員が自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前

までに退職願（署名押印）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

第3節 解 雇

（解雇）

第11条 医員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられたときは、解雇する。

2 医員が次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しくよくないとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くとき
- (4) 事業活動の縮小又は終了により剰員を生じたとき
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により大学の事業継続が不可能となったとき

3 前二項の規定による解雇を行う場合においては、不服申立ての機会を与える。

（解雇制限）

第12条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合、又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養するための休業期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性医員が、第30条第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間

（解雇予告）

第13条 第11条の規定により解雇を行うときは、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、2月以内の雇用期間で雇用されている医員を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第48条第5号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

（退職者の責務）

第 14 条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第 15 条 退職又は解雇された者が退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 労働時間、休日及び休暇等

(労働時間)

第 16 条 医員の労働時間及び休憩時間は、別表第 1 のとおりとする。

2 小学校就学の始期に達するまでの子のある医員が、当該子を養育するために請求した場合及び医員が負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上的の障害により日常生活を営むのに支障がある者（大学教職員の介護休業等に関する規程第 3 条に掲げる対象家族）を介護するために請求した場合には、業務上に支障がある場合を除き、当該医員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業の時刻は午前 7 時以降、終業の時刻は午後 10 時以前とする。）をさせるものとする。

3 業務上の必要がある場合、大学教職員兼業規程第 3 条第 3 号から第 7 号までに該当し、学長の許可を受けた場合には、第 1 項の規定にかかわらず、1 日の労働時間が 7 時間 45 分を超えない範囲内で、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更することができる。

4 業務上の都合により必要がある場合は、第 1 項の規定にかかわらず、労働時間を延長し、又は第 21 条の休日に勤務させることがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第 17 条 医員が、大学以外で業務に従事した場合の取扱いについては、大学教職員の労働

時間、休日及び休暇等に関する規程」（以下「労働時間規程」という。）第4条に準ずる。

（超過勤務及び休日勤務）

第18条 医員に所定労働時間以外の時間に超過勤務を命じる場合及び第21条各号に掲げる休日に休日勤務を命じる場合の取扱いについては、労働時間規程第5条に準ずる。ただし、第2条の2第1項第2号及び第3号の医員に支給する超過勤務手当については、給与規程第23条第5項の育児短時間勤務職員の支給割合に準ずるものとする。

（非常災害時の勤務）

第19条 医員に災害その他の避けることのできない事由によって、所定労働時間以外の時間に超過勤務を命じる場合及び所定休日に休日勤務を命じる場合の取扱いについては、労働時間規程第6条に準ずる。

（深夜勤務）

第20条 医員に午後10時から午前5時までの勤務を命じる場合の取扱いについては、労働時間規程第7条に準ずる。

（休日）

第21条 休日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日（前各号に定める休日を除く。）
- (5) その他、大学が特に指定する日

2 前項第1号に規定する日を法定休日とする。

（休日の振替）

第22条 前条の休日に勤務させる必要がある場合には、原則として週内の労働日に休日の振替を行うことがある。

（宿日直）

第23条 業務上の必要がある場合には、第16条第1項に定める労働時間以外の時間（午後10時から午前5時までの時間を含む。）又は第21条の所定休日に宿直又は日直の勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務の職務内容、時間その他必要な事項については、別に定める。

(1ヶ月以内の変形労働時間制)

第24条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある第2条の2第1項第1号から第3号の医員については、1ヶ月以内の一定期間を平均して1週間の労働時間が第2条の2第1項の各号を超えない範囲においてあらかじめ労働時間を割り振ることにより、第16条及び第21条の規定にかかわらず、これと異なる所定労働時間及び所定休日を定めることがある。

2 前項の労働時間の割り振りについては、別表第2又は割振表のとおりとする。

3 業務上の必要がある場合には、第2項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯の変更、または新たな勤務時間割り振りをすることがある。

(変形労働時間制の適用の解除)

第24条の2 前条の規定にかかわらず、第2条の2第1項に定める医員は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める期間について、変形労働時間制を適用しないものとする。

(1) 事後措置により勤務に制限が加えられた場合 当該勤務に制限が加えられた期間

(2) 学長が必要と認めた場合 学長が定める期間

2 前項の規定により変形労働時間制を適用しない医員の前項各号に定める期間の始業・終業時刻は、原則として第16条を適用する。ただし、学長が必要と認めた場合は、始業及び就業時刻を変更することができる。

3 第1項に規定する場合における医員の休憩時間及び休日は、当該医員の勤務の内容に応じて学長が定めるものとする。

(休暇の種類)

第25条 医員の休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇は有給とする。

3 休暇の時季の指定及び変更については、労働時間規程第18条に準ずるものとする。

(年次休暇)

第26条 第2条の2第1項第1号から第3号までの医員の年次休暇は、年度(4月1日から翌年の3月31日まで)を単位として、これを与える。

2 前項の休暇の日数は、当該年度の在職期間に応じ、別表第3に掲げる1週間の労働日数の区分ごとに定める日数とする。

(年次休暇の単位等)

第 27 条 年次休暇の単位は、1 日又は半日とする。ただし、労使協定を締結した場合は、当該医員が請求しうる年次休暇日数の範囲内で、1 年につき 5 日以内を 1 時間単位で取得することができる。

2 時間単位による年次休暇を取得する場合の 1 日の年次休暇に相当する時間数は 8 時間とする。

(年次休暇の繰り越し)

第 28 条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものは除く。）は、20 日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(病気休暇)

第 29 条 病気休暇は、医員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、又は生理日における勤務が著しく困難であるとして女性医員から請求があった場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

3 病気休暇を取得する場合には、療養予定期間を記載した医師の診断書を提出しなければならない（生理日における勤務が著しく困難であるとして女性医員から請求があった場合を除く。）。その療養予定期間を超えて、更に療養する必要がある場合も同様とする。ただし、1 週間を超えない病気休暇の取得の場合には、診断書に代えて、事実を確認できる書類を提出することができる。

4 連続して 1 月を超える病気休暇を承認された医員が、その療養期間中又は療養後に新たに出勤するときは、勤務することが可能である旨が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

5 病気休暇を取得した医員が職務に復帰した後、6 月以内に同一疾患若しくは類似の疾患により再度の病気休暇を取得したとき、又は、当該休暇が症状及び病因から同一の療養行為と認められる場合には、大学が特に認めた場合を除き、当該疾患による休暇期間は通算するものとする。

6 病気休暇（業務上及び通勤による負傷又は疾病を除く。）の開始の日から起算して 90 日を超えて引き続き病気休暇を取得している場合（休日を含めて暦日数で計算するものとする）には、第 25 条第 2 項の規定にかかわらず、その期間経過後の当該病気休暇に係る日については無給とする。

(特別休暇)

第 30 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により、医員から申し出があった場合における休暇で、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 医員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 医員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
- (3) 医員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 医員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動
 - ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動
 - ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (5) 医員が結婚する場合で、緒婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- (6) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性医員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (7) 女性医員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

(産後6週間を経過した女性医員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

- (8) 生後1年に達しない子を育てる医員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分の期間(ただし、当該医員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該医員以外の親が取得する期間を差し引いた期間)
- (9) 医員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき 医員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間
- (10) 医員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合であっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する医員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する医員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
- (12) 医員の親族(別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、医員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第4に定める連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (13) 要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。)にある家族(配偶者(内縁関係を含む。以下この号において同じ。)、父母(養父母を含む。)、子、配偶者の父母及び医員と同居している祖父母、兄弟姉妹又は孫をいう。)の介護その他の世話をを行う医員が、

当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護状態にある家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(14) 医員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間

(15) 医員が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進、家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において原則として連続する3日の範囲内の期間

(16) 地震、水害、火災その他の災害により医員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、医員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間

(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(18) 地震、水害、火災その他の災害時において、医員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

（特別休暇・病気休暇の単位）

第31条 特別休暇及び病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、前項第8号に規定するものを除く。

（育児休業）

第32条 育児休業等について必要な事項は、別に定める大学教職員の育児休業等に関する規程による。

（介護休業）

第33条 介護休業について必要な事項は、別に定める大学教職員の介護休業等に関する規程による。

第4章 給 与

（給与）

第34条 医員の給与は次の各号に定めるところによる。

- (1) 第2条の2第1項第1号から第3号に定める医員の給与は月給とし、次の表に掲げる区分に応じた級及び号俸により定める額とする。

区分	1級 (23時間15分)	2級 (31時間)	3級 (38時間45分)
1号俸 (医師免許取得後7年未満)	201,000円	268,000円	334,900円
2号俸 (医師免許取得後7年以上)	219,300円	292,400円	365,400円

- (2) 第2条の2第2項に定める医員の給与は時間給とし、以下のとおり定める額とする。

医師免許取得後7年未満の者 2,117円

医師免許取得後7年以上の者 2,309円

- (3) この規則に定めのない医員の給与等については、大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）に定める基準に準ずるものとする。

(通勤手当)

第35条 通勤手当は、給与規程第20条に準じて支給する。

(超過勤務手当)

第36条 超過勤務手当は、給与規程第23条及び第24条に準じて支給する。

(夜勤手当)

第37条 夜勤手当は、給与規程第25条に準じて支給する。

(宿日直手当)

第38条 宿日直手当は、給与規程第27条に準じて支給する。

(その他の手当等)

第39条 特殊勤務手当は、教職員給与規程第22条に準じて支給する。

(給与の計算)

第40条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとし、給与等の支給日は翌月21日とする。

2 前項の規定により給与を支給する場合において、当該月の21日が第21条第1項第1号から第5号までに掲げる日（以下この項において「休業日」という。）に当たるときは、支給定日の前日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休業日に当たるときは、支給定日の翌日以後の最初の休業日でない日））に支給する。

第5章 服 務

（誠実義務）

第41条 医員は、上司の職務上の指示に従い、その責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

（職務専念義務）

第42条 医員は、国大法に定める国立大学の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。

2 医員は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。

（職務専念義務免除期間）

第42条の2 医員は、次の各号の一の事由に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- (1) 勤務時間内に労働者の過半数代表者として労使協議（組合交渉に参加することを含む。）に参加することを承認された期間
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- (3) 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和、休憩、休業及び補食により勤務しないことを承認された期間
- (4) 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- (5) 宿直勤務において、診療等で十分な睡眠を取れない状況が生じた場合、勤務時間監督者により宿直明け当日の勤務のうち勤務しないことを承認された期間

（遵守事項）

第43条 医員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名

誉となるような行為をしてはならない。

- (3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学内で、選挙運動等政治的活動を行ってはならない。
- (7) 大学の許可なく、大学内で放送・宣伝・集会又は文書画の配布・回覧掲示その他これに準ずる行為をしてはならない。

ただし大学は、原則として公序良俗に反しない限り許可するものとする。

- (8) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

（倫理）

第 44 条 遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、大学役職員倫理規程による。

（ハラスメントの防止）

第 45 条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める大学ハラスメントの防止等に関する規程による。

第 6 章 研 修

（研修）

第 46 条 医員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

第 7 章 懲戒処分等

（懲戒処分）

第 47 条 医員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じなかったとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき

- (4) 窃盗，横領，傷害等の刑法犯に該当する行為があったとき
 - (5) 大学の名誉又は信用を傷つけたとき
 - (6) 素行不良で大学の秩序又は風紀を乱したとき
 - (7) 重大な経歴詐称をしたとき
 - (8) その他この規則に違反し，又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき
- (懲戒の種類・内容)

第 48 条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 非違行為の程度がきわめて軽微な場合，始末書を提出させ，将来を戒める。
- (2) 減給 非違行為の程度が比較的軽微な場合，始末書を提出させ，給与を減額する。
ただし，1 回の減額は平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 以内，1 か月の額は当該月給与額の 10 分の 1 以内とする。
- (3) 停職 非違行為の程度が軽微とはいえない場合，始末書を提出させ，1 年以下の期間を定め出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であるが情状酌量の余地がある場合，退職を勧告する。ただし，勧告に応じない場合は懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 非違行為の程度が雇用関係を維持しがたいほどに重大であり，かつ，情状酌量の余地がない場合，予告期間を設けることなく，即時解雇する。

(訓告等)

第 49 条 前条に規定する場合のほか，サービスを厳正にし，規律を保持するため必要があるときは，訓告，嚴重注意又は注意（以下「訓告等」という。）を行う。

(損害賠償)

第 50 条 医員が故意又は重大な過失により大学に損害を与えたときは，第 48 条及び第 49 条の規定による懲戒処分又は訓告等とは別に，損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第 8 章 安全及び衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

第 51 条 大学は，労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令に基づき，医員の健康増進と危険防止のため必要な措置を講じる。

2 医員は，安全，衛生及び健康確保について，関係法令のほか，所属長の指示を守ると

ともに、大学が行う安全・衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第 52 条 医員は、大学が行う安全、衛生及び健康確保に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第 53 条 医員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに所属長その他の関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にくいとめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第 54 条 医員は、安全及び衛生を確保するため、次の事項を守らなければならない。

- (1) 安全及び衛生について、所属長の命令、指示等に従い、実行すること。
- (2) 常に職場を整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。
- (4) 大学敷地内で喫煙しないこと。

(健康診断)

第 55 条 医員は、大学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認められる場合には、医員の就業を禁止し、勤務を制限する等、当該教職員の健康保持に必要な措置を講じる。
- 3 医員は、正当な理由なしに、第 1 項の健康診断及び前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第 56 条 医員が次の各号の一に該当する場合には、就業を禁止することがある。

- (1) 本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかるか、その疑いのあるとき
 - (2) 勤務の継続により、病勢が悪化するおそれのあるとき
 - (3) 前 2 号に準ずるとき
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に該当する場合には、医員は直ちに所属長に届け出て、その指示に従わなければならない。

第 9 章 出 張

(出張)

第 57 条 業務上必要がある場合には、医員に出張を命じることがある。

2 出張を命じられた医員が出張を終えたときには、速やかにその旨を所属長に報告しなければならない。

(旅費)

第 58 条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める大学旅費規程による。

第 10 章 災害補償等

(業務上の災害補償)

第 59 条 医員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上の災害)

第 60 条 医員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

(社会保険)

第 61 条 医員の社会保険については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の定めるところによる。

第 11 章 退職手当

(退職手当)

第 62 条 医員の退職手当は、第 2 条の 2 第 1 項第 1 号の医員のうち、一事業年度内において雇用期間が 6 月以上となり、139 時間 30 分（18 日相当）以上勤務した月（第 25 条の規定により承認された休暇を含む。）が、引き続いて 6 月を超えている者について一事業年度ごとに支給する。

ただし、医員が、第 11 条、第 48 条第 5 号の規定により解雇された場合には、退職手当は支給しない。

2 退職手当の額は、第 34 条の規定により定める月給額の 100 分の 30 に相当する額とする。

3 第 1 項の雇用期間は、医員が退職した場合において、その者が同一事業年度内におい

て、退職の日又はその翌日に医員となったときは、これを引き続いた雇用期間とみなす。

- 4 前項までの規定にかかわらず、医員が退職した場合において、その者が同一事業年度内において、退職の日又はその翌日に大学の常勤職員となったときは、退職手当を支給しない。

第 1 2 章 無期転換

(無期労働契約への転換)

第 63 条 平成 25 年 4 月 1 日以後に締結された 2 以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下同じ。）の契約期間を通算した期間が 5 年（研究開発力強化法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する者及び大学の教員等の任期に関する法律第 5 条第 1 項に基づき任期が定められている者にあつては 10 年）を超える者が、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の 1 月前までに、別に定める様式により当該満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）の締結の申込みをした場合は、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。

- 2 前項の有期労働契約期間には、労働契約法第 18 条第 2 項において通算契約期間に算入しないこととされている期間は、算入しない。

- 3 この規則に定める労働条件は、第 1 項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した医員の勤務日、勤務時間、休日及び給与に関する事項は、業務の進捗状況、大学の予算、本人の勤務成績等を考慮したうえで年度ごとに決定することとし、書面で通知することとする。また、無期労働契約へ転換した医員に係る定年は、満 6 5 歳とし、定年に達した日以後に到来する最初の 3 月 31 日をもって退職とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、満 6 5 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日より後に無期労働契約に転換される場合においては、無期労働契約に転換される日以後に到来する最初の 3 月 31 日をもって退職とする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1（第16条第1項関係）

1. 通常の勤務者

区 分	始業時間	終業時間	休 憩
月～金	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

図例

8 : 3 0 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 1 7 : 1 5

労働時間 3 : 3 0	休憩	労働時間 4 : 1 5
-----------------	----	-----------------

別表第2（第24条関係）

①休日は第21条に規定する日又は原則として学長が指定する8日間とする。

②該当する医員には、1週間前までに通知する。

1. 集中治療部・救急部の医員

区分	始業時間	終業時間	休憩
日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
夜勤	16時30分	10時00分 (翌日)	20時30分～21時00分
			1時00分～2時00分
			6時00分～6時30分
日夜勤	8時30分	10時45分 (翌日)	12時00分～13時00分
			19時00分～19時30分
			1時00分～2時00分
			6時00分～6時30分

①平成16年4月4日を起算日とした4週間毎に労働時間及び休日を定める。

②休日のうち、第21条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する休日を除く、最初の4日間を法定休日とする。

図例（夜勤）

16:30 20:30 21:00 1:00 2:00 6:00 6:30 10:00

労働時間 4:00	休憩	労働時間 4:00	休憩	労働時間 4:00	休憩	労働時間 3:30	夜勤明け
--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------	------

図例（日夜勤）

8:30 12:00 13:00 19:00 19:30 1:00 2:00 6:00 6:30 10:45

労働時間 3:30	休憩	労働時間 6:00	休憩	労働時間 5:30	休憩	労働時間 4:00	休憩	労働時間 4:15
--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------	----	--------------

表第3（第26条第2項関係）

在 職 期 間	採用月	年次休暇の日数		
		労働日数 5日	労働日数 4日	労働日数 3日
11月を超え 1年未満の期間	4月	20日	16日	12日
10月を超え11月に達するまでの期間	5月	18日	15日	11日
9月を超え10月に達するまでの期間	6月	17日	13日	10日
8月を超え 9月に達するまでの期間	7月	15日	12日	9日
7月を超え 8月に達するまでの期間	8月	13日	11日	8日
6月を超え 7月に達するまでの期間	9月	12日	9日	7日
5月を超え 6月に達するまでの期間	10月	10日	8日	6日
4月を超え 5月に達するまでの期間	11月	8日	7日	5日
3月を超え 4月に達するまでの期間	12月	7日	5日	4日
2月を超え 3月に達するまでの期間	1月	5日	4日	3日
1月を超え 2月に達するまでの期間	2月	3日	3日	2日
1月に達するまでの期間	3月	2日	1日	1日

別表第 4（第 30 条第 12 号関係）

親族が死亡した場合	親族に応じ次に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
①配偶者	7 日
②父母	7 日
③子	5 日
④祖父母	3 日（医員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては、7 日）
⑤孫	1 日
⑥兄弟姉妹	3 日
⑦おじ又はおば	1 日（医員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合にあつては、7 日）
⑧父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（医員と生計を一にしていた場合にあつては、7 日）
⑨子の配偶者又は配偶者の子	1 日（医員と生計を一にしていた場合にあつては、5 日）
⑩祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（医員と生計を一にしていた場合にあつては、3 日）
⑪兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日（医員と生計を一にしていた場合にあつては、3 日）
⑫おじ又はおばの配偶者	1 日